議事(2)

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画の 骨子案について

~ 目次 ~

第1章	総論······P 1
第2章	今後の障害者施策の基本的な考え方P16
第3章	障害者計画施策体系P 1 8
第4章	障害福祉計画(第7期)P20

1 計画策定の基本的考え方

1-1 計画策定の背景・目的

近年、わが国では、人口減少・少子高齢社会の到来、情報化・グローバル化 の進展など、社会構造が急激に変化しています。

こうした中、障害者に関わる環境や法制度も大きな転換期を迎えています。 わが国における障害者施策に関する基本法として位置づけられている「障害 者基本法」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の 自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが 目的である旨が規定されています。さらに「障害者虐待の防止、障害者の養護 者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)の制定、「障害者自立支 援法」を「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支 援法)に改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差 別解消法)の制定などの法整備を経て、わが国は平成26年1月に「障害者の 権利に関する条約」を批准しました。

本市では、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、 平成30年3月に「徳島市障害者計画」を、令和3年3月に「徳島市障害福祉 計画(第6期)」をそれぞれ策定し、様々な施策を展開してきました。

この間、国においては、令和3年6月の「障害者差別解消法」の改正により、 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等を図るとともに、令 和4年12月の「障害者総合支援法」等の改正により、障害者等の地域生活の 支援体制の充実を図ることとされました。

また、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が制定され、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

こうした障害者を取り巻く環境の変化の中で、このたび、両計画の見直し時期をともに迎えました。本計画は、前計画策定後の国の障害者施策の動向の変化、障害者のニーズの変化等を踏まえるとともに、「徳島市総合計画 2021」における市政運営の中で、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念として、新たな「徳島市障害者計画」及び「徳島市障害福祉計画(第7期)」を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、徳島市に おける障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的事項を定 めるものであり、障害者施策のマスタープラン(基本計画)としての機能を果 たすものです。

一方「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、徳島市における障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものであり、「障害者計画」の中の生活支援における障害福祉サービス等に関する"3年間の実施計画"として位置づけられます。このため、「障害者計画」と「障害福祉計画」は一体性が確保される必要があります。

なお、徳島市では、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、障害 児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するための「障害児福祉計 画」を「障害福祉計画」と一体のものとして策定することとしています。

また、「障害者計画」及び「障害福祉計画」は、上位計画である「徳島市総合計画2021」及び「第3期徳島市地域福祉計画」をはじめ、他の関連計画との連携を図り、調和を保つとともに、国の「障害者基本計画」や、県の「徳島県障がい者施策基本計画」との整合性を図りながら推進します。

徳島市総合計画 2021

~水都とくしま「新創造」プラン~

第3期徳島市地域福祉計画

徳島市障害者計画

障害のある人にかかわる施策の基本方向を分野ごとに明らかに し、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

徳島市障害福祉計画

障害福祉サービス及び障害児支援等の実施内容と必要な量の 見込みを定め、令和8年度までの目標量、見込量の確保のため の方策等を明らかにすることを目的としています。

1-3 計画とSDGsの関係

SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)とは、平成27年の国連サミットで採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。 徳島市は令和4年5月に「SDGs未来都市」に選定されていることから、本計画の推進にあたってはSDGsの理念を踏まえた上で各施策に取り組むこととし、SDGsの17のゴールのうち、次のゴールの達成を目指します。



1-4 計画の期間

「障害者計画」と「障害福祉計画」の一体性を確保し、整合性を図るため、新たな「障害者計画」は令和6年度から令和11年度までの6か年計画、「障害福祉計画(第7期)」は令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。

3 年度 4 年度 5 年度 6 年度 7 年度 8年度 9 年度 10 年度 11 年度 障害者計画 障害者計画 計画期間: 計画期間: 平成30年度~令和5年度 令和6年度~11年度 障害福祉計画 障害福祉計画 第7期計画期間: 第6期計画期間: 令和6年度~8年度 令和3年度~5年度

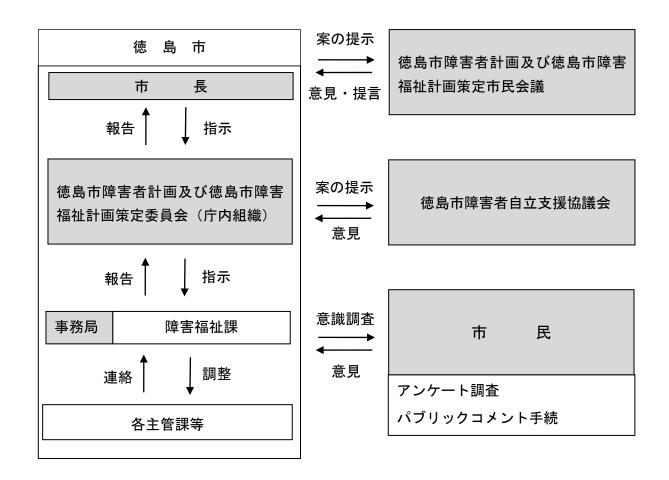
2 計画の策定体制及び推進体制

2-1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く意見を聴くため、学識経験者、障害者団体、福祉関係者、障害当事者及び公募市民等からなる「徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議」を設置するとともに、「徳島市障害者自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

また、庁内策定体制として、「徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画に盛り込む施策、サービス見込量等について検討を行いました。

さらに、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を推進するうえで、障害者のニーズの把握や市民の意見を反映させるため、障害者及び市民を対象としたアンケート調査やパブリックコメント手続を実施するなど、調査結果を整理分析し、計画策定の基礎資料としました。



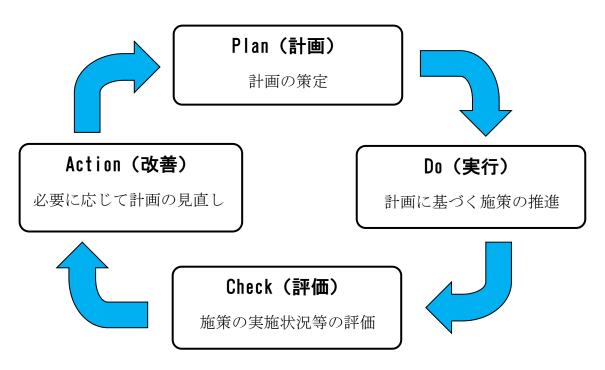
2-2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市の関係各課において相互に連携・協力を図るとともに、県をはじめとした関係行政機関や民間事業者及び障害者団体等とも連携し、それぞれの役割分担と協力のもとに計画を推進します。

また、PDCAサイクルに沿って、目標の達成状況を毎年度、点検・分析するとともに、「徳島市障害者自立支援協議会」において中間評価を行います。

その結果、目標値と実績値にかい離がある場合には、改善のため、問題点や課題の検討を行います。

また、計画に大きな修正や変更が必要と認められる場合には、計画期間の中間年を目安として見直しを行うなど、継続的に改善を図りながら推進します。



※徳島市障害者自立支援協議会による中間評価を含む

3 障害者の現状

3-1 身体障害者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数 (等級別) の推移

令和5年度の身体障害者手帳の所持者数は9,288人で、平成30年度からの5年間で562人(5.7%)減少しており、減少傾向となっています。

障害の等級別にみると、1級と2級をあわせた重度が半数近くを占めています。

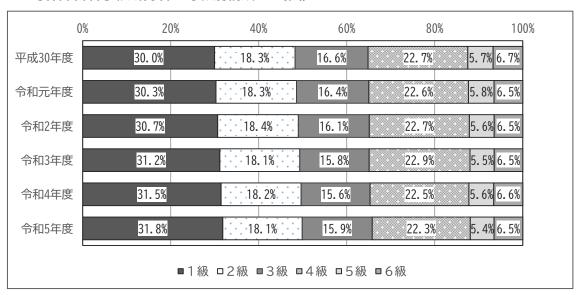
■身体障害者手帳所持者数 (等級別) の推移

(単位:人)

	<u> </u>		3年12				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数
1級	2, 953	2, 968	2, 992	3, 027	2, 991	2, 958	100
2級	1,804	1, 792	1, 790	1,760	1, 731	1, 677	93
3級	1,633	1,608	1, 571	1,531	1, 487	1, 476	90
4級	2, 232	2, 215	2, 218	2, 222	2, 137	2, 071	93
5級	564	570	548	534	536	500	89
6級	664	639	632	629	625	606	91
合計	9,850	9, 792	9, 751	9, 703	9,507	9, 288	94

⁽注) 1 各年度4月1日現在

■身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移



² 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

(2) 身体障害者手帳所持者数(部位別)の推移

障害の種類別にみると、「肢体不自由」の占める割合が 45.2%と最も大きく、次いで、「内部障害」 (34.8%)、「聴覚・平衡機能障害」 (11.0%)、「視覚障害」 (8.2%)、「音声・言語・そしゃく機能障害」 (0.8%) と続いています。

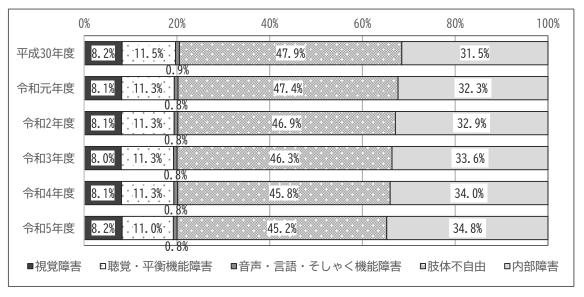
■身体障害者手帳所持者数(部位別)の推移

(単	 	•	人)	
(#)	11		\mathcal{N}	

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数
視覚障害	807	791	785	775	766	759	94
聴覚・平衡機能障害	1, 133	1, 111	1, 105	1,095	1,072	1, 026	91
音声・言語・ そしゃく機能障害	84	80	80	75	80	76	90
肢体不自由	4, 722	4, 645	4, 574	4, 497	4, 355	4, 199	89
内部障害	3, 104	3, 165	3, 207	3, 261	3, 234	3, 228	104
合計	9,850	9, 792	9, 751	9, 703	9,507	9, 288	94

⁽注) 1 各年度4月1日現在

■身体障害者手帳所持者の部位別構成比の推移



² 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

(3) 身体障害者手帳所持者数(年齢別)の推移

平成30年度から令和5年度までの5年間で、身体障害児(18歳未満)は9人(6.2%)減少しています。また、身体障害者(18歳以上)も553人(5.7%)減少しています。

■身体障害者手帳所持者(年齢別)の推移

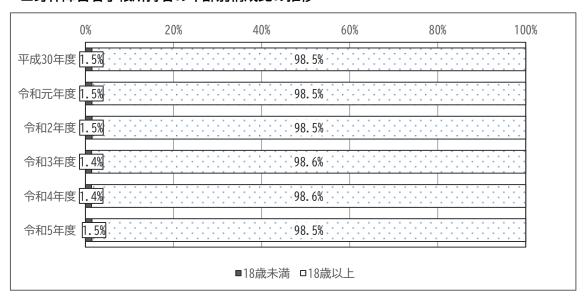
(単位:人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数
18歳未満	145	145	146	135	129	136	94
18歳以上	9, 705	9, 647	9, 605	9, 568	9, 378	9, 152	94
合計	9,850	9, 792	9, 751	9, 703	9,507	9, 288	94

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

■身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移



3-2 知的障害者の現状

(1) 療育手帳所持者数(程度別)の推移

令和5年度の療育手帳の所持者数は2,770人で、平成30年度からの5年間で305人(12.4%)増加しています。

障害の程度別にみると、A(重度)とB(中軽度)ともに人数は増加傾向にあり、特にB(中軽度)は平成30年度からの5年間で268人(10.9%)増加しています。

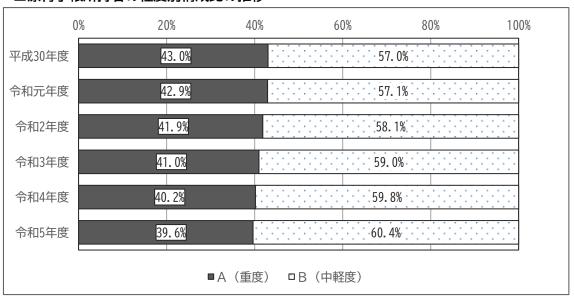
■療育手帳所持者数(程度別)の推移

(単位:人)

<u> </u>	ハ (<u> 上)へ</u> (33/	**************************************					
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数
A(重度)	1,061	1,044	1,052	1,061	1,075	1,098	103
B(中軽度)	1, 404	1,388	1,461	1,527	1,601	1,672	119
合計	2, 465	2, 432	2, 513	2, 588	2, 676	2, 770	112

(注) 1 各年度4月1日現在

■療育手帳所持者の程度別構成比の推移



² 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

(2) 療育手帳所持者数 (年齢別) の推移

平成30年度から令和5年度までの5年間で、知的障害児(18 歳未満) は25人(4.2%)減少しています。また、知的障害者(18 歳以上)は330人(17.7%)増加しています。

■療育手帳所持者数(年齢別)の推移

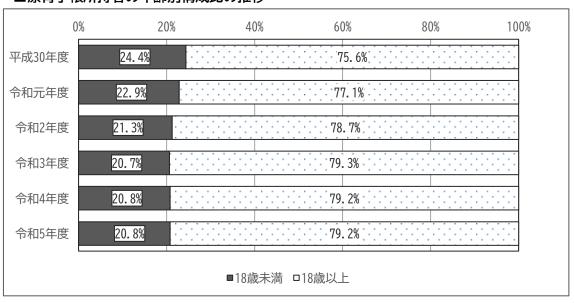
(単位:人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数
18歳未満	601	556	535	535	557	576	96
18歳以上	1,864	1,876	1,978	2,053	2, 119	2, 194	118
合計	2, 465	2, 432	2, 513	2, 588	2, 676	2, 770	112

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

■療育手帳所持者の年齢別構成比の推移



3-3 精神障害者の現状

(1)精神障害者保健福祉手帳所持者数 (等級別)の推移

令和5年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は2,611人で、平成30年度からの5年間で657人(33.6%)増加しています。

障害の等級別にみると、3級(軽度)の増加率が高いものとなっています。

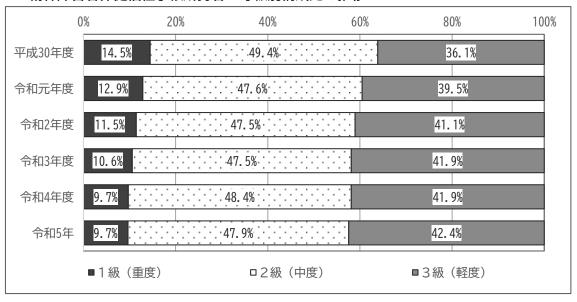
■精神障害者保険福祉手帳所持者数(等級別)の推移

(単)
	-	

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数
1級(重度)	283	271	256	242	237	252	89
2級(中度)	965	1,000	1,059	1,084	1,180	1, 251	130
3級(軽度)	706	830	916	955	1,021	1, 108	157
合計	1, 954	2, 101	2, 231	2, 281	2, 438	2, 611	134

(注) 1 各年度4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比の推移



² 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

3-4 難病患者の現状

(1) 難病患者(特定疾患)医療給付対象者の推移

令和5年度の難病患者(特定疾患)医療給付対象者数は2,527人で、平成30年度からの5年間で526人(26.2%)増加しています。

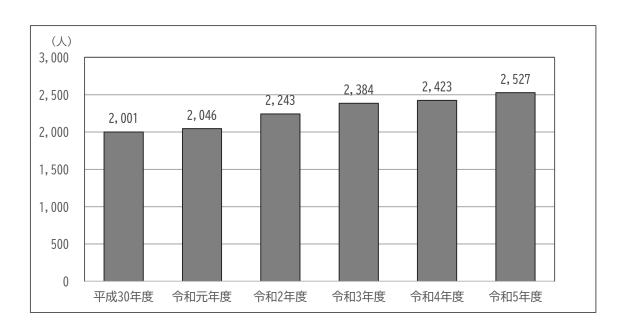
■難病患者(特定疾患)医療給付対象者数の推移

(単位:人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数
医療給付対象者数	2, 001	2, 046	2, 243	2, 384	2, 423	2, 527	126

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値



3-5 障害福祉サービス受給者の現状

(1) 障害福祉サービス受給者数(障害者・障害児)の推移

令和4年度の障害福祉サービス受給者数は3,201人で、平成29年度からの5年間で、障害児(18歳未満)は12人(7.0%)減少しており、障害者(18歳以上)は295人(10.7%)増加しています。

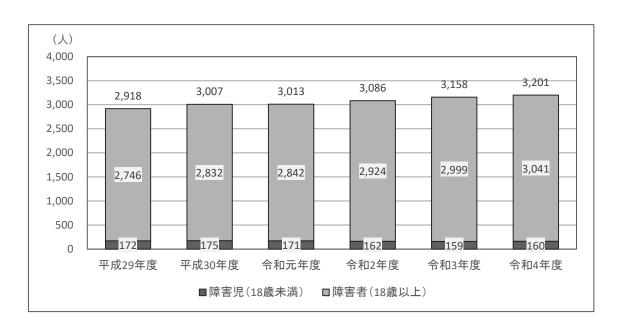
■障害福祉サービス受給者数(障害者・障害児)の推移

(単位:人)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指数
障害児(18歳未満)	172	175	171	162	159	160	93
障害者(18歳以上)	2, 746	2, 832	2, 842	2,924	2, 999	3, 041	111
合計	2, 918	3, 007	3, 013	3,086	3, 158	3, 201	110

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は平成29年度を100とした場合の令和4年度の値



(2) 障害福祉サービス利用者数の推移

令和元年度の障害福祉サービス利用者数は 3,157 人で、平成 2 9 年度から の 5 年間で、272 人 (9.4%) 増加しています。

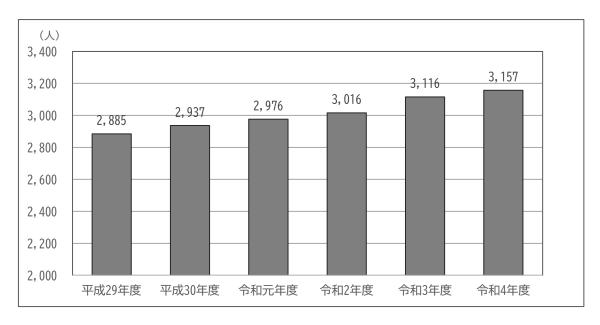
■障害福祉サービス利用者数の推移

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	指数
	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	3122
実利用者数	2,885	2, 937	2, 976	3,016	3, 116	3, 157	109

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は平成29年度を100とした場合の令和4年度の値



3-6 障害児通所支援受給者の現状

(1) 障害児通所支援受給者数の推移

令和4年度の障害児通所支援受給者数は1,997人で、平成29年度からの5年間で、799人(66.7%)増加しています。

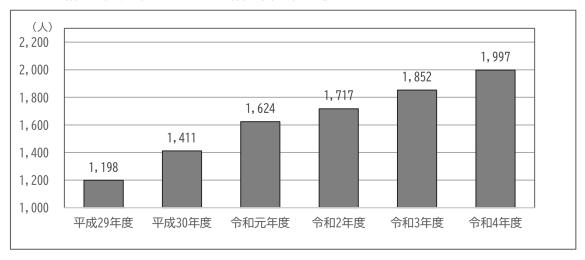
■障害児通所支援受給者数の推移

(単位:人)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指数
受給者数	1, 198	1, 411	1, 624	1,717	1,852	1, 997	167

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は平成29年度を100とした場合の令和4年度の値



(2) 障害児通所支援利用者数の推移

令和4年度の障害児通所支援利用者数は2,040人で、平成29年度からの5年間で、702人(52.5%)増加しています。

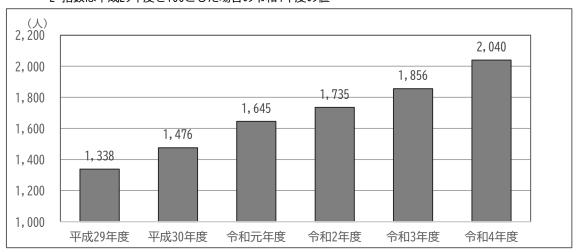
■障害児通所支援利用者数の推移

(単位:人)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指数
実利用者数	1,338	1, 476	1, 645	1,735	1,856	2,040	152

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は平成29年度を100とした場合の令和4年度の値



第2章 今後の障害者施策の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、市政における最上位計画である「徳島市総合計画 2021」において、まちづくりの基本目標の一つを『多様性を認め合える!個性あふれるまち「とくしま」の創造』と定め、誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会を実現するまちづくりを進めています。また、新たな地域課題に的確に対応するため、今後における地域福祉の方向性等を定めた「第3期地域福祉計画」では、「住み慣れた地域で共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として福祉施策を展開しています。

新たな障害者計画及び障害福祉計画を策定するにあたり、こうした趣旨を踏まえるとともに、障害者基本法の目的や理念を踏まえ、誰もが「<u>障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分</u>らしく安心して暮らせる共生社会の実現」を目指します。

徳島市障害者計画 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、

相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく 安心して暮らせる共生社会の実現

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、障害者施策を推進 します。

基本目標1 障害者の社会参加の促進

障害者が必要とする情報を十分に取得・利用し、積極的な社会参加が行えるよう、障害者やその支援者への研修を開催する等、障害者のICT利活用を支援する体制を整備するとともに、意思疎通支援者の養成や派遣を実施し、障害者の情報格差を解消するための取組を促進します。

基本目標2 障害者の福祉に関する相談機能の充実

障害者が自らサービスを選択し、生活環境を構築しやすくするために、総合的な相談機能の充実、障害者への差別の解消や虐待防止、権利擁護の推進を図るとともに、各種社会福祉サービスを着実に進めていきます。

基本目標3 障害者の就労・生活の支援

障害者がその希望や特性に応じて働く機会や場を選択できるよう、地域に おける雇用と福祉の関係機関が連携し、就労に向けた支援から就職後の定着 支援までの包括的な就労支援体制を整備するとともに、生産活動及び創作的 活動の機会の提供により、障害者の経済的な安定を図りながら社会との交流 ができる場所を提供します。

基本目標4 障害者が暮らしやすい環境づくり

障害者の身体機能や生活方法に適した住まいの確保、バリアフリーに対応 した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進するとともに、グループホーム・福祉ホームの利用推進を図ります。

また、地域での見守り体制の構築、きめ細やかな防災・防犯対策の推進など、ハード・ソフト両面の対策を行い、地域社会のすべての人が障害者に対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発・広報活動等に取り組みます。

第3章 障害者計画施策体系

基本目標	施策区分	施 策				
1 障害者の		(1) 参加手段の確保と参加機会の拡大				
	①社会参加の促進	(2) ボランティア活動の推進				
		(3) 生涯学習の推進				
	スポーツ・文化芸術活動等	(1) スポーツ・レクリエーションの振興				
社会参加の	の振興 の振興	(2) 芸術・文化・余暇活動の振興				
促進	情報アクセシビリティの向上	(1) 行政情報のアクセシビリテイの向上				
	③ 及び意思疎通支援の充実	(2) 意思疎通支援の充実				
	及0 志心坏虚又报00元天	(3) 情報提供の充実				
	④ 障害者団体等への支援	(1) 障害者団体等の活動基盤に対する支援				
	①相談機能の充実	(1) 相談支援事業の充実				
		(1) 障害を理由とする差別の解消の推進				
2 障害者の	差別の解消、権利擁護の	(2) 権利擁護の推進				
福祉に関する	推進及び虐待の防止	(3) 虐待の防止				
相談機能の		(4) 合理的配慮の提供				
充実		(1) 障害の早期発見・早期療育の充実				
	③ 障害児支援の推進	(2) 障害児保育の充実				
		(3) 特別支援教育の充実				
		(4) ライフステージに応じた相談支援体制の整備				
	① 福祉的就労の支援	(1) 福祉的就労の底上げ				
		(2) 障害者就労施設等からの優先調達の推進				
		(1) 一般就労の拡大				
	②就労への支援	(2) 雇用・就労の支援				
3 障害者の		(3) 生業の援助				
就労・生活の	③障害福祉サービス等の充実	(1) 訪問系サービスの充実				
支援		(2) 日中活動系サービスの充実				
~		(3) 生活支援の推進				
		(4) 適切な施設サービスの推進				
		(5) 福祉用具の普及促進と利用支援				
	④ 経済的負担の軽減	(1) 医療費負担の軽減				
		(2) 手当・年金の給付				
4 障害者が 暮らしやすい 環境づくり	①住居の確保・改善への支援	(1) 住居の確保・改善				
		(2) 居住支援サービスの充実				
	生活環境のユニバーサルデ ② ザイン化の推進	(1) 住宅・建築物等のバリアフリー化の推進				
		(2) 歩行空間・公共交通機関のバリアフリー化の				
		推進				
		(1) 防災、防犯対策の推進				
	③安全・安心の確保	(2) 見守りネットワークの充実				
		(3) 外出時の安全確保				
	④健康づくりの推進	(1) 障害の要因となる疾病等の予防				
		(2) 保健事業の推進				

計画の施策体系とSDGsの関係

計画が目指すSDGsのゴール			関連する施策			
3 すべての人に 健康と福祉を	目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な 生活を確保し、福祉を推進する	2 - ① 2 - ③ 3 - ③ 3 - ④ 4 - ④	相談機能の充実 障害児支援の推進 障害福祉サービス等の充実 経済的負担の軽減 健康づくりの推進			
4 質の高い教育を みんなに	目標4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い 教育を提供し、生涯学習の機会を促進す る	1 - ① 1 - ② 1 - ④ 2 - ③	社会参加の促進 スポーツ・文化芸術活動等 の振興 障害者団体等への支援 障害児支援の推進			
8 働きがいも 経済成長も	目標8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ 持続可能な経済成長、生産的な完全雇用 およびディーセント・ワーク (働きがい のある人間らしい仕事)を推進する	3 - ① 3 - ②	福祉的就労の支援 就労への支援			
10 Aや国の不平等 をなくそう	目標 10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する	1 - ① 1 - ③ 2 - ②	社会参加の促進 情報アクセシビリティの向 上及び意思疎通の支援 差別の解消、権利擁護の推 進及び虐待の防止			
11 住み続けられる まちづくりを	目標 11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強 靭かつ持続可能にする	4-2	住居の確保・改善への支援 生活環境のユニバーサルデ ザイン化の推進 安全・安心の確保			
16 平和と公正を すべての人に	目標 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な 社会を推進し、すべての人に司法へのア クセスを提供するとともに、あらゆるレ ベルにおいて効果的で責任ある包摂的な 制度を構築する	1 - ③ 2 - ① 2 - ②	情報アクセシビリティの向 上及び意思疎通の支援 相談機能の充実 差別の解消、権利擁護の推 進及び虐待の防止			

第4章 障害福祉計画(第7期)

1 基本的事項

1-1 第7期計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)では、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけています。

本市では、平成18年度に「徳島市障害福祉計画(第1期:平成18年度~ 平成20年度)」を策定以降、3年ごとに障害福祉計画を策定し、障害福祉サー ビス等の一元的な実施主体として計画的にサービス提供を推進してきました。

平成25年には、障害者総合支援法が施行され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや障害者等に対する支援の拡充が行われました。また、障害福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講じることを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされております。また、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児支援ニーズの多様化に対応すべく、提供体制の整備等が行われ、平成30年に全面施行されました。

本市では、平成30年3月に策定された徳島市障害者計画及び令和3年3月に策定された徳島市障害福祉計画(第6期)に基づき、障害者施策やサービス提供の推進を図ってきましたが、徳島市障害福祉計画(第6期)が令和5年度で計画期間の終了、見直し時期を迎えたこと等から、国の障害者施策の動向の変化、障害者ニーズの変化等へ対応できるよう徳島市障害福祉計画(第7期)を策定します。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、地方自治体において「障害児計画」の策定が義務付けられましたが、本市では、「障害児福祉計画」を「障害福祉計画」と一体のものとして策定することとしています。

1-2 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法による障害福祉サービス等の体系は、障害者それぞれの障害程度や生活の実情等を踏まえて、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスと市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業で構成されています。障害者総合支援法による障害福祉サービス等の体系とは別に、障害児に対しては、児童福祉法に基づく、障害児通所支援等があります。

《障害者総合支援法》(障害者·障害児)

«介護給付»

- ○居宅介護
- ○重度訪問介護
- ○同行援護
- ○行動援護
- ○重度障害者等包括支援
- ○生活介護
- ○療養介護
- ○短期入所(ショートステイ)
- ○施設入所支援

《計画相談支援給付》

- ○サービス利用支援
- ○継続サービス利用支援

《補装具》

自立支援給付

障害者·児

«訓練等給付»

- ○自立訓練(機能·生活·宿泊型)
- ○就労選択支援★新設予定
- ○就労移行支援
- ○就労継続支援(A型·B型)
- ○就労定着支援
- ○自立生活援助
- ○共同生活援助(グループホーム)

«<mark>自立支援医療</mark>»

- ○更生医療
- ○育成医療
- ○精神通院医療

«地域相談支援給付»

- ○地域移行支援
- ○地域定着支援

地域生活支援事業等

- 〇理解促進研修 啓発事業
- 〇相談支援事業
- 〇成年後見制度利用支援事業
- ○意思疎通支援事業
- 〇日常生活用具給付等事業
- 〇手話奉仕員養成研修事業
- 〇移動支援事業
- ○地域活動支援センター事業

- ○福祉ホームの運営事業
- 〇日中一時支援事業
- ○障害者スポーツ大会
- ○障害者福祉展
- ○自動車改造助成事業
- ○障害者虐待防止対策支援事業
- ○身体障害者訪問入浴サービス事業
- 〇重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 等

《児童福祉法》(障害児)

障害児通所支援等

《障害児通所給付》

- ○児童発達支援
- ○医療型児童発達支援
- ○放課後等デイサービス
- ○居宅訪問型児童発達支援
- ○保育所等訪問支援

《障害児相談支援給付》

- ○障害児支援利用援助
- ○継続障害児支援利用援助

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、障害者計画の基本理 念及び基本課題を踏まえ、数値目標を設定し、計画的な整備を行うため、次 の8点を基本方針とします。

(1)訪問系サービスの充実

障害者が必要とする訪問系サービスが必要に応じて、計画的に提供されるよう、提供体制の確保を目指します。

(2) 日中活動系サービスの充実

利用を希望する障害者に、適切な介護、創作的活動、生産活動等の機会が提供されるよう、日中活動系サービスの提供体制の確保を目指します。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立 生活援助等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、令和2年度に整備した地域生活支援拠点等について、今後も事業を継続するとともに徳島市障害者自立支援協議会等で運営状況の検証、機能の充実等の検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援等の推進により、福祉施設から一般就労 への移行及びその定着を進めます。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス 等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図 ります。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、 研修の実施及び啓発、相談機関及び医療機関並びに自助グループ等の当事者団 体を活用した支援体制の整備を目指します。

(7) 相談支援体制の充実・強化

地域における相談支援体制の充実・強化を図ることを目的に、相談支援の中 核機関である基幹相談支援センターの設置が努力義務とされたため、設置に向 けた検討を行います。

(8)障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実などのインクルージョンの推進、重度心身障害児及び医療的ケア児等に対する支援体制の確保など、障害児及びその家族に対する地域支援体制を整備するため、保健、医療、福祉、教育等関係機関によるネットワークの構築を推進します。

≪令和5年度実績値について≫

各サービス等における令和5年度の実績値については、一部の実績値が確定 したものを除き、令和5年度における見込みに基づいた数値を記載しています。

2 令和8年度の成果目標

2-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ◇施設入所者数の地域生活への移行
- ◇施設入所者数の削減

2-2 地域生活支援拠点の充実

- ◇地域生活支援拠点等の整備
- ◇運用状況の検証・検討の実施
- ◇強度行動障害を有する障害者への支援体制の整備

2-3 福祉施設から一般就労への移行

- ◇就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
- ◇就労移行支援の事業所ごとの移行率
- ◇就労継続支援A・B
- ◇就労定着支援の利用者数
- ◇就労定着支援による職場定着率

2-4 障害児支援の提供体制の整備

- ◇障害児に対する重層的な地域支援体制の構築(インクルージョン)
- ◇医療的ニーズへの対応(重度心身障害児)
- ◇医療的ケア児コーディネーターの配置

2-5 相談支援体制の充実・強化

- ◇基幹相談支援センターの設置、支援件数等
- ◇地域づくりに向けた協議会の機能強化(実効性確立)

2-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ◇各種研修
- ◇審査支払システム審査結果の共有